

令和7年度 第3回 千葉県県土整備公共事業評価審議会で審議を行う事業

No	所管課	事業名 路線又は箇所名等	事業概要	評価の 理由
1	道路整備課	社会資本整備総合交付金 (街路事業) 船橋都市計画道路3・4・22号 西浦藤原町線 船橋都市計画道路3・5・33号 藤原町馬込町線 市川都市計画道路3・3・9号 柏井大町線	現道である県道船橋松戸線は県道市川印西線とクランク状に 交差していることから、慢性的な交通渋滞が発生している。この ため、交通の円滑化、安全性の向上を目的として4車線のバイ パス整備を行う。 ・総事業費 76億円 ・事業延長 1.2km	②
2	道路整備課	社会資本整備総合交付金 (道路事業) 一般国道410号 久留里馬来田バイパス	圏央道 木更津東インターチェンジとのアクセス性の向上を図 るとともに、交通の安全性や、南房総地域における観光振興等 に寄与することを目的とした、君津市広岡から袖ヶ浦市高谷ま でのバイパス整備事業が完了したもの。 ・総事業費 200億円 ・事業延長 15.7km	③

【評価の理由】 ① 事前評価：事業の計画段階において、事業着手の必要性や妥当性を評価するもの。

② 再評価：事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業の事業継続の必要性や妥当性を評価するもの。
※現在事業中で、新たに評価対象となるもの。(国庫補助事業の採択を受けようとする、事業費増により40億円以上となるもの等)

③ 事後評価：事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事業評価の結果を今後実施する同種事業の計画等に反映させるもの。

○問合せ先

担当課	電話番号	備考
県土整備政策課	043-223-3121	審議会の運営に関すること
道路整備課	043-223-3171	道路事業・街路事業

(参考) 千葉県県土整備公共事業評価審議会

- ・設置根拠：千葉県行政組織条例第28条第1項
- ・審議内容：千葉県県土整備部が実施する公共事業の効率化及び、事業着手から完了に至る過程の
透明性の一層の向上を図ることを目的として事業の評価を行う